災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成２２年9月３０日

墨田区長　　山　　﨑　　昇

墨田区条例第２８号

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（昭和４１年墨田区条例第１３号）の一部を次のように改正する。

付則第４条第７項中「児童扶養手当法第４条第２項第３号」を「同法第４条第２項第３号、第８号、第９号又は第１３号」に改める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。